
(仮称) 厚生産業会館 基本構想

平成 25 年 2 月

新潟県 上越市

目 次

はじめに	1
第1章 目的及び施設整備の基本方針		
1 (仮称) 厚生産業会館の目的	2
2 施設整備の基本方針		
(1) 施設が目指す方向性	3
(2) 複合施設のメリット	3
第2章 施設構想		
1 建設場所		
(1) 選定の理由	5
(2) 高田公園基本計画との整合性	7
(3) 高田城跡との関係	7
2 施設の内容		
(1) ホール施設	8
(2) 公民館施設	8
(3) こども施設	9
(4) 飲食施設	9
3 施設の規模(参考)		
(1) ホール施設	11
(2) 公民館施設	11
(3) こども施設	12
(4) 飲食施設	12
(5) 延床面積	12
4 駐車場の基本的な考え方	13
5 概算建設費		
(1) 建物本体建築費	15
(2) 附帯工事費	15
6 維持管理・運営	16
7 配置計画図(案)	17
8 イメージパース図	18

第3章 施設整備の財源		
1 国・県の補助制度		
(1) 社会資本整備総合交付金	19
(2) 合併特例債	19
2 建設費に対する市の負担		
(1) 財源負担割合	20
(2) 財源内訳	20
第4章 今後の予定	21

はじめに

(仮称)厚生産業会館は、市民が集い、語らう施設を高田地区に建設することにより、市民活動の活発化や市内の地域内交流を促進するとともに、ひいては広域観光や中心市街地の活性化にもつなげることを目的としています。

その実現に向けて平成 22 年度から庁内検討委員会を設置し、施設内容や建設場所などについて検討を行ったところ、施設内容は、文化芸能活動や様々な催し物に広く使われ市民に親しまれていた、かつての厚生南会館のような機能と、老朽化している高田地区公民館の機能を基本としながら子育て及び飲食機能も併せて検討することとしました。建設場所については、市内の各種施設の利用状況や全国の類似施設の調査を行い、施設規模などをもとに利用される方々の利便性に配慮し候補地の絞り込みを行ってきました。

さらに平成 23 年 12 月からは庁内の検討内容などを踏まえ、広く市民の意見をうかがうため、公募市民や学識経験者、関係団体の代表から構成される「上越市(仮称)厚生産業会館整備検討委員会」で議論していただき、その結果は「基本構想(案)に関する報告書」として平成 24 年 7 月に市長へ提出されました。

この整備検討委員会の報告書を踏まえて策定した(仮称)厚生産業会館基本構想(案)に対して、地域協議会から、また、パブリックコメントで多くの市民からご意見をいただきました。さらに、検討の段階でも関係団体などから多くの要望をいただいております。これらのご意見、要望を踏まえ、基本構想(案)を一部修正し、基本構想として策定したものであります。

第1章 目的及び施設整備の基本方針

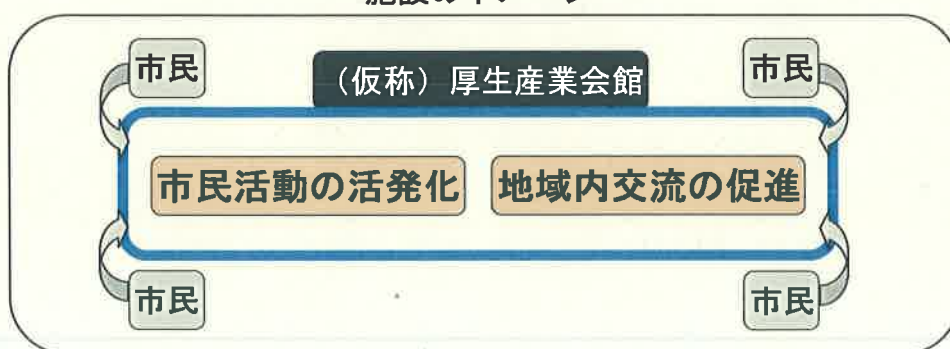
1 (仮称) 厚生産業会館の目的

現在、市内のホール系施設の稼働率は非常に高く、季節によっては予約が取れず使いたくても使えない状況があることや、厚生南会館が取り壊されたときに多くの市民・団体から施設の存続や代替施設の建設を求める要望が寄せられました。これらのことから現在、各種団体から気軽に発表会や展示会などに利用できる文化活動の中心となる施設の希望が多くあります。また、現在の高田地区公民館が施設の老朽化から耐震補強が必要な状況になっていることを踏まえ、生涯学習の拠点となるような施設の建設要望も寄せられています。さらに、子育て世代の方々からは、こども施設の充実を望む声や雨天時でも遊べる屋内型施設の建設を望む声が多く寄せられています。

このことから、この施設の整備は、市民が集い、語らう施設を高田地区に建設することにより、市民活動の活発化や市内の地域内交流を促進するとともに、ひいては広域観光や中心市街地の活性化にもつなげることを目的とします。

今回、新しい上越市の複合施設を建設することは、市民の生涯を通じた心身共に健やかで安心な生活につながるものであり、上越市第5次総合計画にも掲げている子育てしやすい、学びやすい、健康でいられる「すこやかなまち」づくりにも資するものと考えます。

施設のイメージ



2 施設整備の基本方針

(1) 施設が目指す方向性

(仮称) 厚生産業会館が目指すものは、多くの市民の「集いの場、語らいの場、活動の場、交流の場」です。

多くの市民とは、合併後の13区も含めた全市域の子供からお年寄りまでの多世代の市民であり、「集いの場、語らいの場、活動の場、交流の場」とは、特定の目的を持って集まるだけでなく、気軽に立ち寄ることができ、何気ない語らいや様々な活動に参加したり触れあったりすることで交流が生まれ、多様な価値観を認めあう場を意味しております。

現在の上越文化会館やリージョンプラザ上越は、高田と直江津の中間地の新たに開発された地域にある郊外型施設であります。今回計画する施設は、長年多くの市民・団体に親しまれ利用されてきた旧厚生南会館が取り壊された際に、多くの市民・団体から施設の存続や代替施設の建設などについて要望があったことに加え、13区を含めた多くの市民・団体を対象とした市民交流の場となることを目指し高田地区に建設するものです。

(2) 複合施設のメリット

市民・団体が特定の利用目的だけで集う施設とするのではなく、複数の目的を持つ施設整備を図ることにより、全市域を対象とした広い地域から多世代の市民・団体が集うことで多様な交流が促進されるとともに、合併後の新しい上越市の一体感を高めることにもつながると思われまます。さらに、各施設を融通し合って利用することでそれぞれの稼働率が高まるなど、各施設の機能を生かした効率的な利用が可能となり、建設費や維持管理費の削減効果が期待できます。

第2章 施設構想

1 建設場所

建設場所は、高田公園内プール跡地とします。

基本データ		位置図
所在	本城町	
面積	約 9,900 m ²	
用途地域	第一種低層住居専用地域	
都市施設	都市計画公園	
種別	総合公園（高田公園）	
所有者	上越市	
現況	一部テニスコート	

<総論>

施設の最も重要な目的である「多くの市民・団体が集い、語るにより市民活動の活発化や地域内交流を促進する」ためには、その施設が13区を含めた全ての市民・団体が使いやすい場所にあることや、利用者にとって利用しやすい施設であることが重要であると考えます。

高田公園内は、この施設の利用が想定される市民・団体の方々が建設場所として希望されていること、利用者のアクセス性においても、高田駅から徒歩やバスで来やすい場所であることや自家用車を利用する方々にも駐車場の配置、周辺道路の円滑性など交通ネットワークの行きとどいた地域であると考えます。

さらに、高田公園は高田地区におけるシンボリックな存在であり、高田市街地の中心部にありながら緑が多く自然環境に恵まれ、妙高山や南葉山の山々が望めるなど景観的にも優れた場所であることから市民にとってくつろぎや憩いの場であり、文化施設の立地場所として好ましい場所であるとともに、市民からの要望が多いことも施設の機能強化や、コスト面、芝生広場や高田図書館などとの相乗効果などから、高田公園プール跡地を建設場所とします。

なお、にぎわいの場である高田公園内に建設することにより、さらに多くの市民が高田市街地に集まることとなり、「中心市街地の活性化」や「広域観光」につながっていくものと考えます。

(1) 選定の理由

<ホール利用者の要望>

多くの市民・団体の方々から様々なご意見やご要望がある中で、主に当施設の利用を想定される多くの市民・団体の方々が、高田公園内を希望されていることは建設場所選定にあたって最も考慮すべき要素であると考えます。

<公民館>

高田公園内には隣接して図書館、総合博物館、小林古径邸などの文化教養施設があることから「学ぶ」ことに関して大きな相乗効果が期待できることや周辺の道路に広い歩道が整備されていること、または13区からのアクセス性も良いことから利用者にとって利用しやすい場所であります。公園内の中でもプール跡地は、慣れ親しんだ現在の公民館に近いことや、妙高山や南葉山を望めるロケーションに位置した閑静な場所であるとともに、緑が多い周辺環境は利用者にとってもくつろぎや憩い、または気分転換ができる場所であり、学習施設として好ましい環境であると考えます。

<こども施設>

こども施設については、多くの市民から屋外広場も含め現こどもセンター以上の機能が望まれており、高田公園のプール跡地で建設することにより屋外広場の設置も可能となり、さらに高田公園内の既存施設の利用との相乗効果によって、より利便性が高まり、より良い施設になると考えます。

<中心市街地の活性化>

高田市街地の中でも市民が集うにぎわいの場である高田公園内に建設することにより、さらに多くの市民が高田市街地に集まり回遊することとなり、「中心市街地の活性化」や「広域観光」においても効果が期待できるものと考えます。

なお、中心市街地活性化策として現在、旧長崎屋の再開発事業が実施されていることに加え、大和跡地の再開発にも着手していることから、地域の方々の取り組みとこれらの施設設置の効果により中心市街地の活性化を図ることとしているため、今回の施設の設置により、さらに、その効果は高まるものと考えます。

<アクセス性>

今回の施設は13区も含めた全ての市民・団体を対象とした施設であることから、自家用車での利用が多いと想定されます。高田公園周辺は既存の無料駐車場を使用できることや両側歩道付きの幹線道路が交わっていることから、施設利用者の出入りが分散できることなど、安全で円滑な交通処理が可能であることから周辺道路の交通に大

きな影響を及ぼさないものと考えます。さらに、冬期間の除雪でも良好な道路状況を確保できることなど自家用車での利用が容易な場所であると考えます。

鉄道やバスなどの公共交通の利便性についても、高田駅から徒歩圏内であることや、複数のバス路線に近いことなどから利便性が確保されていると考えます。

<建設コスト>

高田公園プール跡地は、建物建築費や関連する附帯工事費が安価であることから、他の候補地と比較して、建設費が約2割程度低くなります。

<芝生広場、図書館との相乗効果>

高田公園内には図書館、総合博物館などの文化教養施設や野球場、陸上競技場などのスポーツ施設があり、多くの市民が集う場所です。その中でも、図書館や総合博物館などの文化教養施設や芝生広場とは相乗効果が期待でき、特に図書館や芝生広場と幹線道路で分断されることなく一体的な利用が可能な高田公園プール跡地は、高い効果が期待されます。

<高田公園のシンボル性、環境>

高田公園は、松平忠輝公の居城であった高田城のおもかげを今に残す城跡であり、春の観桜会、夏のはすまつりには市内外から多くの人々が訪れることなどから、多くの市民に親しまれている場所です。特に日本三大夜桜とも呼ばれる観桜会は、上越を象徴する最大のイベントでもあり、全国に最も上越をアピールできる場所であると考えます。

さらに、公園内は緑が多く、春の桜、夏のはす、秋の紅葉、冬の雪など四季を感じられる場所でもあり、遠くには妙高山や南葉山の山々が望めることなどから、ロケーションにも優れた場所であり、市内全域から多世代の市民が集い、語り、交流する文化施設の建設にふさわしい場所であると考えます。

なお、高田公園は、周辺に住む人や訪れる人に心地よさや癒しを与えてくれるばかりでなく、人々の心も生活も豊かにしてくれる地域の誇りです。この公園という宝物と美しい景観を守り育てていくために、景観に配慮した建物とします。

(2) 高田公園基本計画との整合性

高田公園基本計画では公園内に文化的施設を配置することとされていることから、今回の施設の設置については基本計画の方向性に整合をしていると考えます。なお、現在は高田公園の基本計画をより実現性の高い計画へと見直しを進めているところであり、今後の見直し作業においても高田公園は市民の憩いと交流の場として、また、今回の基本構想（案）も高田公園基本計画の中に位置付けることとしています。

(3) 高田城跡との関係

高田公園は、そのほとんどが昭和 29 年 2 月 10 日に高田城跡として県史跡に指定されており、県文化財保護条例で史跡の現状を変更することが制限されています。

県教育委員会とは事前協議を進めているところであり、史跡を確認することがまず必要であるとの意見をいただいていることから、基本設計の前に史跡の試掘調査を行うこととしております。

なお、施設配置はこの調査結果を踏まえ基本設計時に検討することとします。

2 施設の内容

施設の目的を実現させるための施設内容として、次の機能を設けます。会議室やトイレなどの共有化により建設費の抑制を図ることに加え、各機能を合築させ、施設の利用しやすさを追求し可能な限りコンパクト化を目指します。

- ・全体延床面積 約 4,720 m² (共用部分含む)
- ・ホール施設 . . . 600～700 席数 (可動式)、約 2,100 m²
- ・公民館施設 . . . 創作室、音楽室、和室など 約 12 室 約 1,400 m²
- ・こども施設 . . . プレイルーム、一時預かり室など 約 1,080 m²
- ・飲食施設 . . . 喫茶程度 約 30 m²
- ・その他施設 . . . 玄関、ラウンジ等 約 110 m²

(1) ホール施設

<使い方>

ホールの使い方は、コンサート、演劇、講演会、会議、展示会などの他、社交ダンスなどの軽運動、または民間事業者による興業などの利用を想定します。

<機能>

座席は、階段状の座席としての利用と平土間としての利用が可能な収納式とします。椅子はゆとりがあり、振動や揺れにも強いものとします。

ホール利用者だけではなく公民館利用者も利用が可能な楽屋や練習室を配置します。

<規模>

ホールの大きさは、既存施設の稼働状況から 500 席程度が適当と想定されましたが、利用が想定される市民・団体からの要望や既存施設の管理者の意見、整備検討委員会の報告などからホール席数は 600～700 席程度とします。座席を収納した時のステージ部を除く平土間の面積は 500 m²以上とし、今後の基本設計の中で利用が想定される市民・団体の意見も再度、伺いながら可能な限り広い平土間を検討します。

(2) 公民館施設

高田地区には今後予定されている施設も含めて様々な施設があることや、今回のホール施設と合築されることから、適切に機能分担を行うことや音楽室や軽運動室はホールと併設される練習室と共用できることから、現在の高田地区公民館と女性サポートセンターを合わせた面積約 900 m²より規模を縮小し、約 700 m²とします。

(3) こども施設

こども施設を（仮称）厚生産業会館に合築し、さらに、屋外でも遊べる機能に加え、年齢層に応じたプレイルームを整備します。また、一時預かり機能も確保します。

この施設は、市民の声などで現在のこどもセンター（市民プラザ内）の機能の充実を望む声が多いことや、整備検討委員会からもこども施設の充実について賛同する意見が多くあったことから、子どもとその保護者が相互の交流を通して子育てに関する不安解消と子どもの健やかな育ちを支援する拠点施設とします。

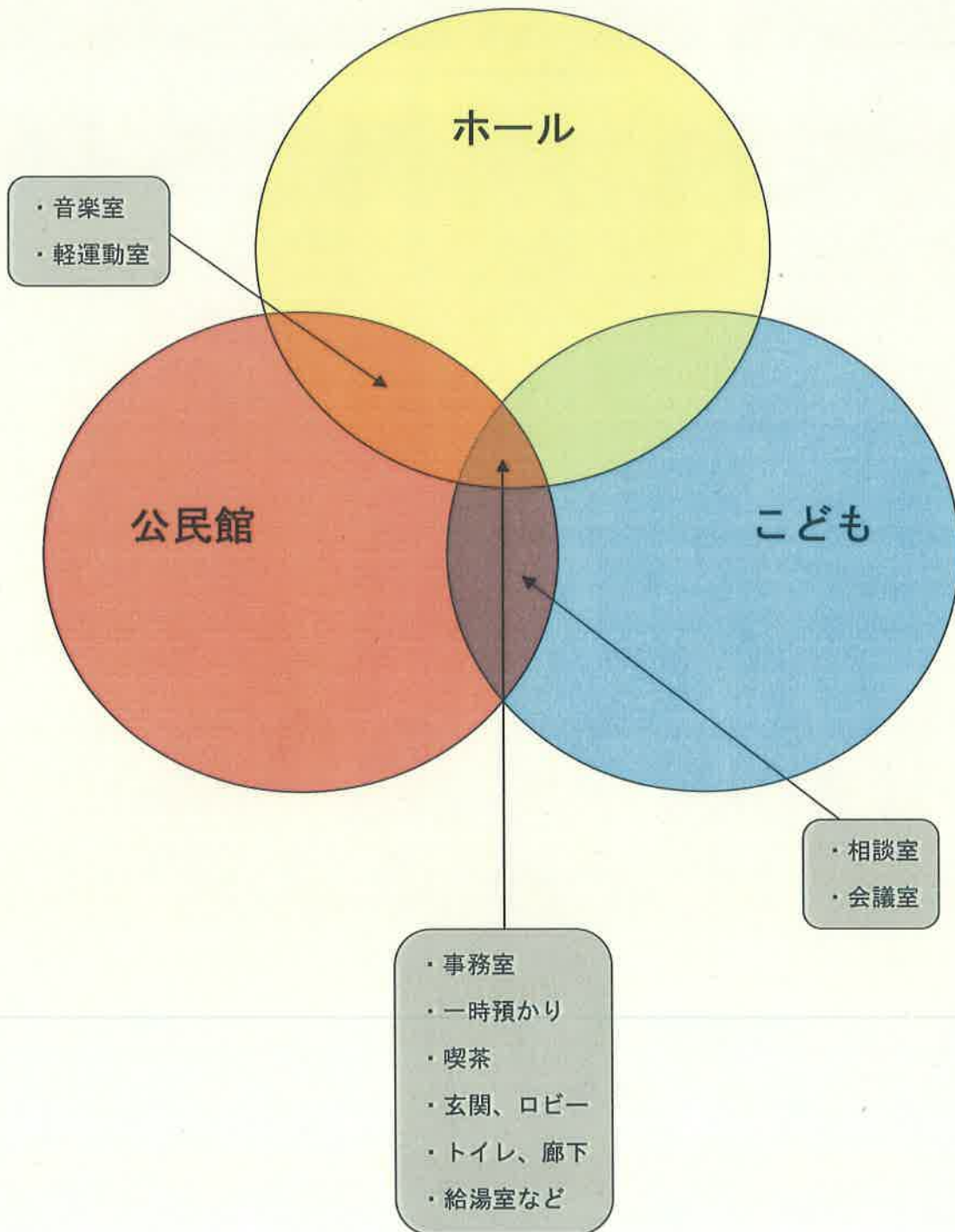
なお、現こどもセンターについても、当面継続することとし、（仮称）厚生産業会館整備後の利用状況等を勘案して将来的な在り方について検討することとします。

(4) 飲食施設

大規模な飲食施設は想定せず、施設利用者が気軽に利用できる喫茶程度とします。

各施設を合築した場合のイメージは以下のとおりです。

《施設の合築イメージ》



3 施設の規模（参考）

以下に示す各部屋の数や面積は構想段階での目安であり、基本設計、実施設計により決定していきます。

(1) ホール施設

部屋名	面積	部屋数	計
ホール（舞台込）	800㎡	1部屋	800㎡
練習室	100㎡	1部屋	100㎡
練習室	200㎡	1部屋	200㎡
楽屋	50㎡	3部屋	150㎡
機材倉庫	100㎡	1部屋	100㎡
荷捌室	100㎡	—	100㎡
ホワイエイ	650㎡	—	650㎡
計		7部屋	2,100㎡

(2) 公民館施設

部屋名	面積	部屋数	計
陶芸室	60㎡	1部屋	60㎡
創作室	90㎡	1部屋	90㎡
調理実習室	80㎡	1部屋	80㎡
軽運動室	100㎡	1部屋	100㎡
音楽室	50㎡	1部屋	50㎡
和室	60㎡	1部屋	60㎡
和室	30㎡	2部屋	60㎡
研修室	80㎡	1部屋	80㎡
研修室	40㎡	2部屋	80㎡
研修室	20㎡	1部屋	20㎡
廊下等共用部	720㎡	—	720㎡
計		12部屋	1,400㎡

但し、共用スペースは他の施設と連携する必要があるため、別途、考慮する必要があります。

(3) こども施設

部屋名	面積	部屋数	計
プレイルーム	400m ²	2部屋	800m ²
一時預かり室	70m ²	1部屋	70m ²
グループ活動室	50m ²	1部屋	50m ²
事務室	45m ²	1部屋	45m ²
相談室	15m ²	1部屋	15m ²
倉庫	15m ²	1部屋	15m ²
授乳室	15m ²	1部屋	15m ²
トイレ	40m ²	—	40m ²
廊下等共用部	30m ²	—	30m ²
計		8部屋	1,080m ²

但し、共用スペースは他の施設と連携する必要があるため、別途、考慮する必要があります。

(4) 飲食施設

飲食機能は年間を通して多くの利用者は想定できないため、大規模な施設は設けず喫茶程度とします。

(5) 延床面積

現在の施設規模は概ね以下のとおりとなりますが、今後の基本設計において部屋の配置を含め検討します。特に、共用スペースの調整や部屋の統合など、合築の効果を発揮させるための工夫は重要と考えます。

部屋名	面積	部屋数	計
ホール施設	2,100m ²	7部屋	2,100m ²
公民館施設	1,400m ²	12部屋	1,400m ²
こども施設	1,080m ²	8部屋	1,080m ²
飲食施設	30m ²	1部屋	30m ²
その他施設	110m ²	—	110m ²
計		28部屋	4,720m ²

4 駐車場の基本的な考え方

(仮称)厚生産業会館に必要な駐車場の台数は、全国事例からみると、今回の施設規模では約 230 台を想定し検討を進めてきました。しかし、あくまでも全国的事例調査から推測した必要台数であることや、野球場や陸上競技場などの施設利用者と駐車場の利用が重複する可能性があること、または、ホール、公民館、こども施設の各施設の利用時間帯が異なることなどから、施設完成後の駐車場の利用状況を見ていくことも必要であると考えています。

今回の施設配置計画では、敷地内で平面的に確保できる約 150 台程度の駐車場を整備するとともに、旧高田図書館跡地を駐車場として整備し、併せて本施設に隣接する相撲場も県立武道館が誘致されることを前提に本構想の敷地に加えるなど、駐車場の増設の可能性を検討します。

なお、高田公園の歴史的景観にも配慮し立体駐車場の整備は行わないこととします。

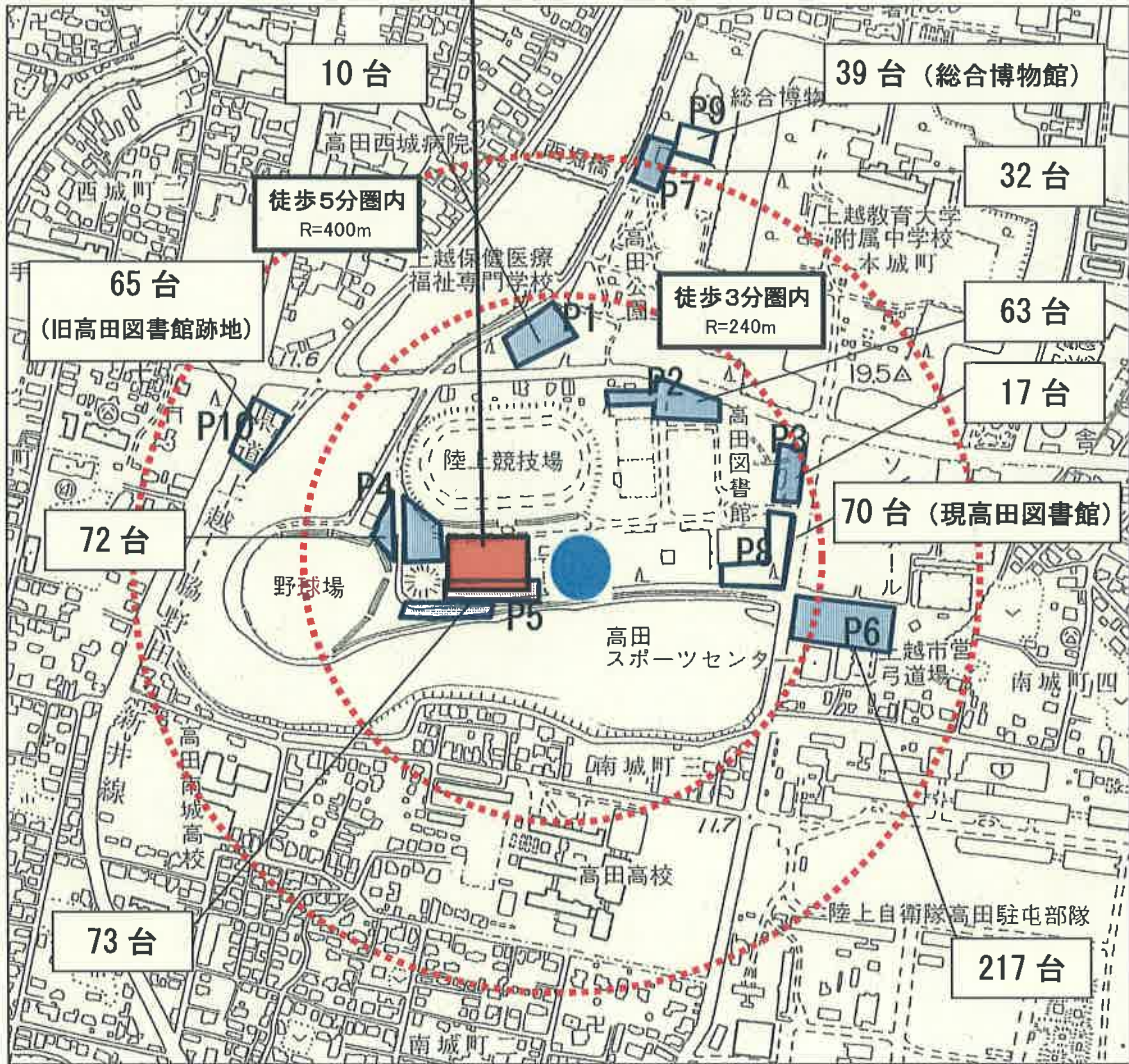
また、高齢者や幼児連れ、妊婦等が優先的に駐車できるスペースに配慮するとともに、施設に対して安全に乗降できる車寄せスペースを設置します。

高田公園全体の駐車場の台数としては、高田図書館や総合博物館の駐車場を含めた約 600 台に今回整備する約 150 台が増えて約 750 台となる他、旧高田図書館跡地の整備や相撲場を敷地に含めることで、さらに駐車台数を確保することが可能となり、より多くの市民が集まることができる公園となります。

<高田公園プール跡地周辺の駐車場>

今回整備する駐車場台数：150台
 タイプ：平面

候補地付近の駐車場位置及び台数



徒歩圏内における駐車場台数 (徒歩1分当たり80m)

徒歩3分圏内 (半径=240m)	452台	徒歩5分圏内 (半径=400m)	484台		
現高田図書館 (P8)	70台	総合博物館 (P9)	39台	高田公園全体	593台
旧高田図書館跡地 (P10)	65台 (整備予定)				

5 概算建設費

(1) 建物本体建築費

最終の建築費は基本設計、実施設計において算出されます。現時点では、全国類似施設調査における18事例の竣工年度を考慮し、供用開始が直近である5事例の建築費単価を採用して概算建築費を算出します。なお、建築費は経済情勢の他、構造や規模、内外装の仕様等、設計内容により変動します。

建物本体建築費

		想定延床面積 (㎡)	概算建築費 (千円)	備 考
(仮称) 厚生産業会館		4,720	1,641,000	
内 訳	ホール施設	2,100	1,096,000	600~700席
	公民館施設	1,400	291,000	
	こども施設	1,080	225,000	
	飲食施設	30	6,000	喫茶程度
	その他施設	110	23,000	玄関、ラウジン等

※概算建築費は附帯工事費、調査設計費、備品等の費用は含まれていません。

(2) 附帯工事費

(仮称) 厚生産業会館の整備にかかる附帯工事費は次のようになります。これは、今回の基本構想(案)の段階での概算費用であり、地盤の状況、設計内容等により概算費用は変動します。

附帯工事費

(千円)

項 目		概算費用
附帯工事費		194,000
内 訳	平面駐車場	20,000
	前面園路拡幅	30,000
	上下水道、ガス配管整備	40,000
	屋外広場、植栽等	20,000
	地質調査	8,000
	遺跡発掘調査	76,000

※概算費用は目安であり今後変動します。

6 維持管理・運営

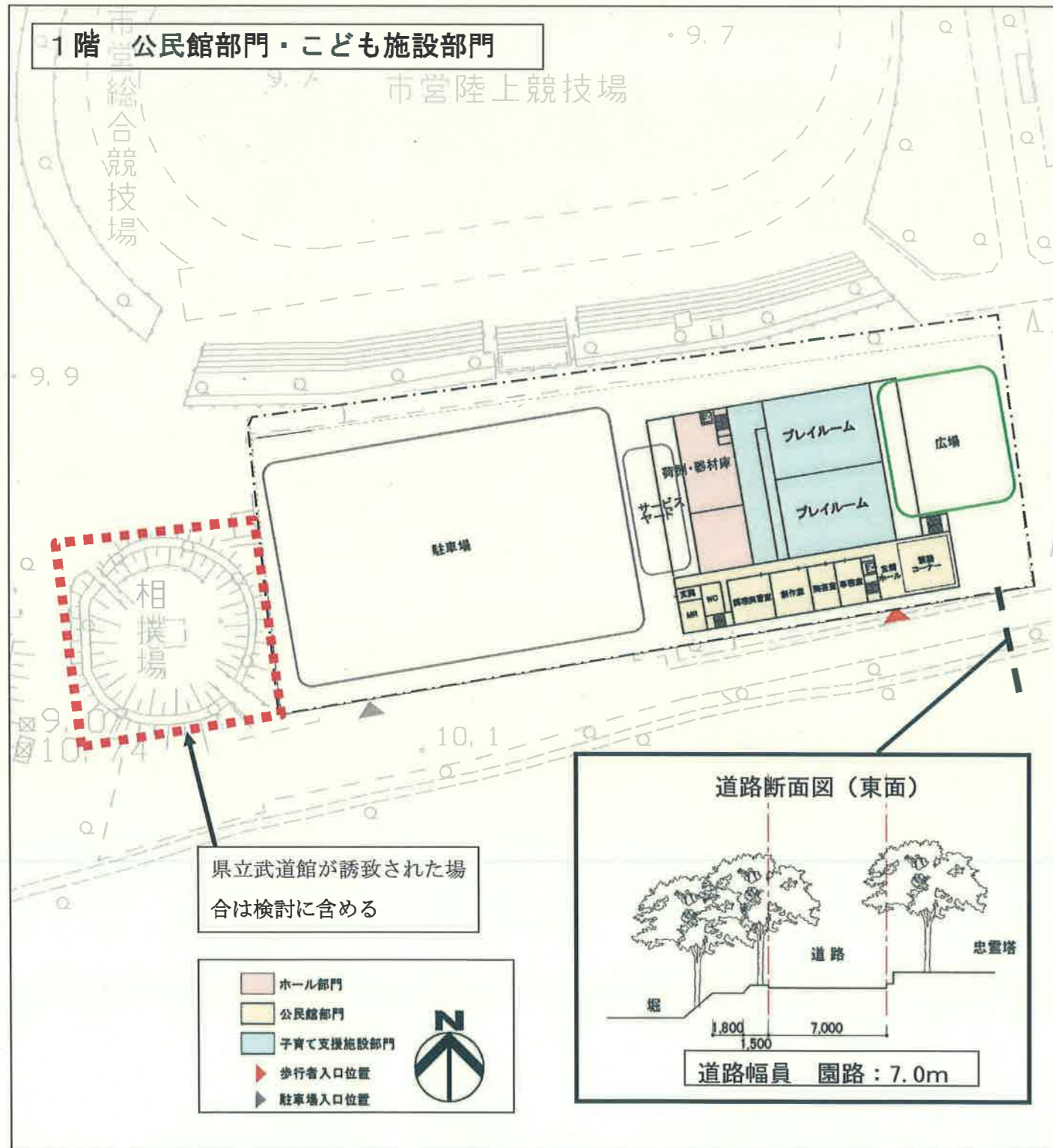
今回の施設は「ホール」「公民館」「こども施設」の3つの施設の複合型施設であり、維持管理費についても各施設を単独で整備するより削減につながることを想定されます。また、緑豊かな高田公園の環境に配慮し、できる限り自然エネルギーの活用やCO₂の削減に努めます。

運営については、経費の削減効果だけではなく積極的な施設活用を行うため、指定管理者制度や委託など様々な運営形態を検討します。また、今回の施設が「ホール」「公民館」「こども施設」という機能が異なる複合施設となっているため、各施設の機能を阻害せず有効に活用するためには、指定管理者制度と委託を組み合わせるなど、多様な運営形態も検討します。

7 配置計画図（案）

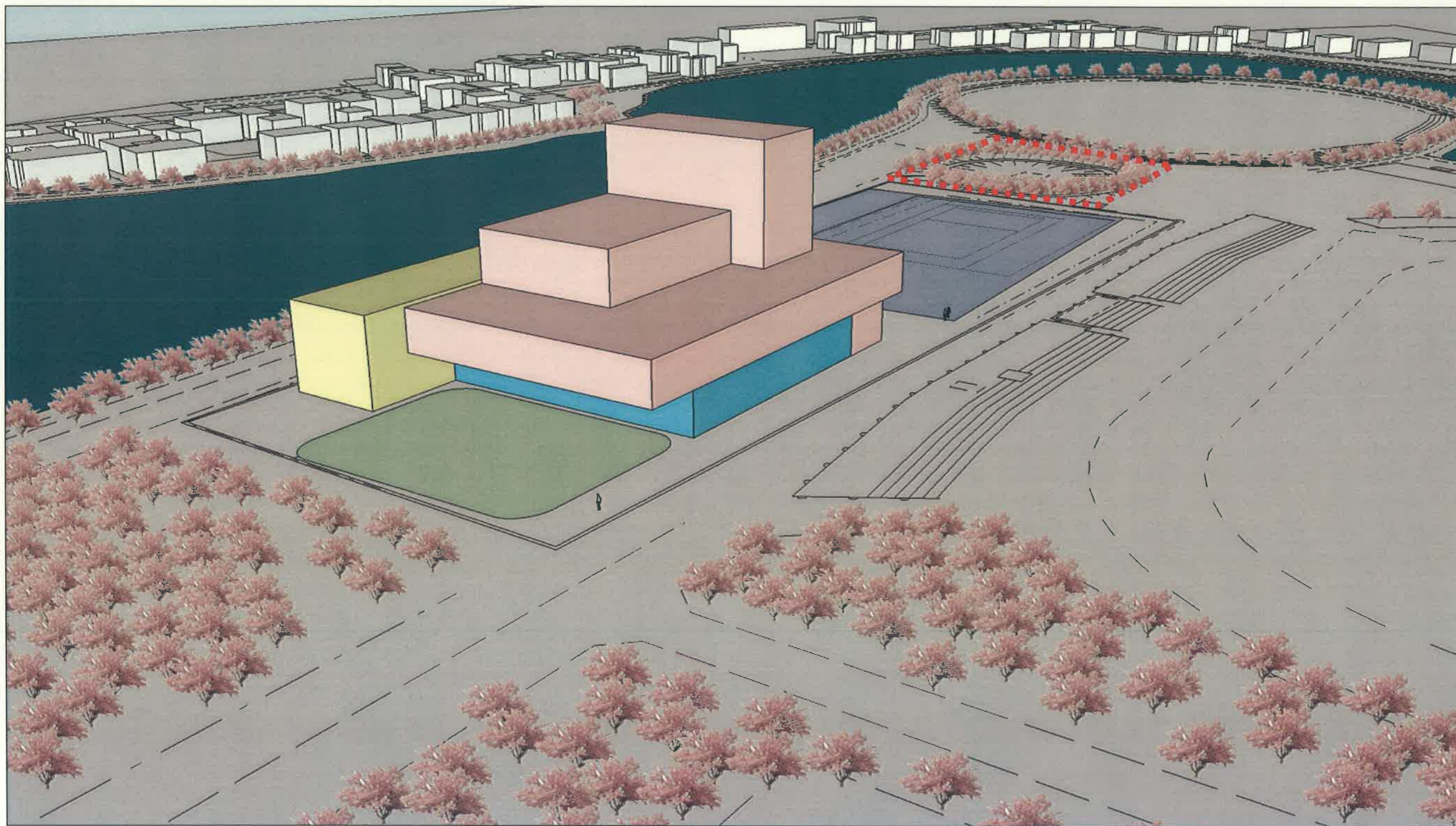
【高田公園プール跡地】

* この配置計画図は実際に建設される建物、駐車場の配置ではありません。基本構想の策定にあたり施設のイメージを示したもので、実際の配置計画は基本設計時に策定する予定です。



【高田公園プール跡地】

*このイメージパース図は実際に建設される建物、駐車場をイメージしたものではありません、実際の建物は基本設計時に設計する予定です。



第3章 施設整備の財源

1 国・県の補助制度

(仮称) 厚生産業会館の整備事業費に対する財源として社会資本整備総合交付金及び合併特例債の活用を想定し、市の負担の軽減を図ります。

(1) 社会資本整備総合交付金

①概要

- ・ 目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に交付金として交付する制度。(国土交通省所管)

②条件

- ・ 社会資本総合整備計画の策定・提出(国土交通大臣宛)

③補助率

- ・ 40～50%

(2) 合併特例債

①概要

- ・ 合併した市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費の財源として発行できる地方債。

②条件

- ・ 新市建設計画への登載
- ・ 起債に対する県知事の同意

③交付率

- ・ 起債対象事業費の95%に充当
- ・ 元利償還金の70%を交付税で補填

2 建設費に対する市の負担

建設費（約 18.35 億円）に対して社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した場合の市の負担を下記のとおり算出したところ約 2 割程度と想定されます。

(1) 財源負担割合

(単位：千円)

社会資本整備総合交付金 (都市再生整備事業) 国負担 734,000 40%	合併特例債 1,045,950	
	交付税算入額 732,165 40%	市負担 313,785 17%

県貸付金 市負担 55,050 約3%

(2) 財源内訳

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
建設費 (A)		1,835,000	建物本体建築費、附帯工事費
財 源 内 訳	社会資本整備交付金 (B)	734,000	(A) × 40%
	合併特例債 (C)	1,045,950	((A) - (B)) × 95%
	県貸付金	55,050	((A) - (B)) × 5%

※特例債は元利償還金の 70%が交付税で補われます。

※表中の建設費には基本設計、実施設計、備品等の経費は含まれていません。

第4章 今後の予定

1 今後のスケジュール

(仮称)厚生産業会館の整備については、以下のスケジュールで事業を進めていく予定です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基本構想	←→				
基本設計		←→			
試掘調査		←→			
発掘調査			←→		
実施設計			←→		
本体工事				←→	